

# ごみ集積施設設置基準

(平成 11 年 4 月 16 日環境局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、ごみ集積施設の設置等に関する指導要綱(平成 11 年 4 月 16 日市長決裁)(以下「要綱」という。)第 2 条第 1 項の規定に基づき、ごみ集積施設の設置基準に関し必要な事項を定める。

(面積)

第 2 条 ごみ集積施設の面積は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要綱第 2 条第 1 項第 1 号に定める戸建住宅及び同条第 2 項第 2 号に定める共同住宅等にあつては、建築戸数の 1 戸につき 0.14 平方メートルとする。
- (2) 要綱第 2 条第 1 項第 3 号に定める事業所にあつては、別表の事業系一般廃棄物等のごみ集積施設必要面積を基準として、分別の区分ごとに適切な保管ができる面積とし、別途協議して定めるものとする。ただし、その建築物が大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗である場合は、同法第 4 条第 1 項に規定する「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に従い行うものとする。

(設置数等)

第 3 条 ごみ集積施設の設置数等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要綱第 2 条第 1 項第 1 号に定める戸建住宅にあつては、原則として 10 戸につき 1 箇所設けるものとする。
- (2) 要綱第 2 条第 1 項第 2 号に定める共同住宅等にあつては、1 箇所以上設置するものとする。
- (3) 要綱第 2 条第 1 項第 3 号に定める事業所にあつては、ごみ集積施設及び再生利用等に供する資源物の保管施設を建物 1 棟につき、原則として各々 1 箇所を設置するものとする。

(設置場所)

第 4 条 ごみ集積施設の設置場所は、原則として公道に接し、次の各号に掲げる条件を充たす場所に設置するものとする。

- (1) 収集車両が道路交通法の規定に従い、安全に収集作業ができる場所とすること。
- (2) 見通しの悪い場所を避けた位置であること。
- (3) 歩道のある道路に面して設置する場合には、ごみ集積施設の前面の歩道に植栽及びガードレール等がなく、収集作業が容易に行える場所であること。また、植栽やガードレール等がある場合は、撤去など必要な措置を講ずること。
- (4) ごみ集積施設の前面には電柱や支線、交通標識等、収集作業の障害となるものがないこと。

- (5) ごみ集積施設の前面に側溝がある場合には、収集作業に支障のないよう側溝に蓋がある場所とすること。また、蓋がない場合には蓋を取り付けること。
- 2 ごみ集積施設を公道に接することができない場合は、次の各号に掲げる条件を充たす場所に設置するものとする。
- (1) 収集車両が前進で進入し、通り抜けられるよう十分な幅と高さ（4.0メートル以上）があること。また、前進のまま通り抜けられない場合は転回可能な場所があること。
- (2) 収集車両の進入経路の舗装・地下配管・マンホール等については、収集車両の重量に耐えられる構造であること。
- (3) 収集車両が収集作業する位置には、他の車両等が駐車をしないうような防止策を講じること。
- (4) 道路からの出入口を歩行者等の通行の少ない場所に設けるよう努めるとともに、収集車両が出入りする際の事故防止のために、カーブミラー等の必要な施設を設けるよう努めること。
- (5) 私道（位置指定道路含む。）に進入する場所に設置する場合は、収集車両の通行に関し、原則として敷地所有者全員から承諾を得ていること。

#### （構造）

第5条 ごみ集積施設の構造は、原則として次の各号に掲げる条件を充たすものとする。

- (1) 前面の開口部の幅は、1.0メートル以上とすること。ただし、戸建住宅のごみ集積施設は1.4メートル以上とする。
- (2) 奥行き（内法）長さは、開口部の幅を超えないものとする。
- (3) 指定袋の散乱及びごみが飛散しないように、高さがおおむね1.0メートルの囲い等を設置すること。
- (4) ごみ集積施設の開口部には段差が生じないようにすること。また、床は雨水、汚水が停留及び浸透することがないように、道路面に対して100分の1の勾配をとること。
- (5) ごみ集積施設内には、ごみの排出及び収集作業に障害となる工作物を設けないこと。（洗浄用の給排水設備を除く。）
- (6) ごみの分別、排出方法等を表示できる表示板を設置すること。
- 2 ごみ集積施設を屋内に設置する場合は、換気、採光の設備及び清潔を保持するための洗浄用給排水設備を必要に応じて設置することができる。

#### （工作物等）

第6条 ごみ集積施設に、鳥獣対策や美観上等の理由により工作物等を設置する場合は、前条の規定の他、次の各号に掲げる条件を充たすものとする。ただし、工作物等の設置により、ごみ集積施設の構造として必要な条件は、協議により除外または簡略化することができる。

- (1) 飛散防止・鳥獣対策用として網等を掛ける場合は開閉可能な状態にすること。
- (2) 屋根等を設置する場合は、高さ2.0メートル以上とすること。
- (3) 扉を設置する場合は、引き戸等で、自動で閉じないものとし、収集作業に支障がない構造とすること。また、収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないこと。

2 前項の工作物等について、既製のごみ収納庫を設置しようとする場合は、次の各号を充たすものとする。

(1) ごみ収納庫として箱状（ボックス状）のものを設置する場合は以下のとおりとする。

ア 戸建住宅及び共同住宅等の生活ごみ等のごみ集積施設の場合、必要面積は第2条第1項第1号の規定にかかわらず、収納容積は建築戸数の1戸につきおおむね90リットルとすること。ただし、缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類の回収箱設置用の場所として、建築戸数を3で除して端数を切り上げた個数分の面積〔1個につき0.24平方メートル（0.6メートル×0.4メートル）〕を別に確保するものとする。

イ 事業系一般廃棄物等のごみ集積施設の場合、必要面積は第2条第1項第2号に規定する面積を確保するものとする。

ウ 上部の蓋については、軽量かつ耐久性のある材質とし、落下防止装置又は衝撃軽減装置等により容易に落下しない構造であること。

エ 前面パネルの高さが地面からおおむね0.6メートルを超えるものは、そのパネルが手前に折れるか下降する構造とすること。

オ 脚部については、アンカー等で床面に固定し、ごみ収納庫が転倒しないようにすること。

(2) ごみ収納庫として物置状（ストッカー状）のものを設置する場合は以下のとおりとする。

ア 内部有効面積は、ごみ集積施設の必要面積と同等を確保すること。

イ 天井の高さは2.0メートル以上とし、戸口の高さは1.8メートル以上とすること。

ウ 奥行きの長さは、間口の幅を超えないこと。

エ 扉は引き戸またはシャッター等とし、敷地から出ない構造とすること。

オ 前面開口部分には原則として段差を設けないようにすること。

カ 床面については、濡れた場合にも滑らない材質のものとする。

キ 室内に棚などの突起物を設けないこと。

3 前項及び前2項の共通事項については、以下のとおりとする。

ア 設置は敷地内であること。

イ 雨水、汚水などが滞留しない構造とすること。

ウ 修繕及び補修等のメンテナンスについては、設置者の責任で行うこと。

第7条 反転式コンテナ・ボックス及び大型コンテナを使用する場合（事業ごみに限る。）のごみ集積施設の構造は、仙台市開発指導要綱に関する技術基準と同様の基準により設置するものとする。

第8条 自動貯留排出機等（事業ごみに限る。）を使用する場合は、別に定める自動貯留排出機設置の事前協議指針に従い別途協議する。また、その他の排出方法による場合も別途協議する。

（その他）

第9条 開発行為等に伴って、本市に帰属しようとするごみ集積施設の構造は、仙台市開発指

導要綱に関する技術基準と同様の基準により設置するものとする。

附 則

この基準は、平成11年5月1日から実施する。

附 則（平成12年5月22日改正）

この改正は、平成12年6月1日から実施する。

附 則（平成15年3月31日改正）

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成15年9月30日改正）

この改正は、平成15年10月1日から実施する。

附 則（平成19年11月12日改正）

この改正は、平成20年2月1日から実施する。

附 則（平成30年3月30日改正）

この改正は、平成30年4月1日から実施する。